

議案第 28 号

狭山市立富士見集会所条例の一部を改正する条例

狭山市立富士見集会所条例（昭和 53 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 号を次のように改める。

（ 2 ） 1 2 月 2 8 日から翌年の 1 月 4 日までの日（前号に掲げる日を除く。）

別表を次のように改める。

別表（第 10 条関係）

施設の名称	使 用 料 （ 単 位 円 ）					
	午前 9 時から午前 11 時まで	午前 11 時から午後 1 時まで	午後 1 時から午後 3 時まで	午後 3 時から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 7 時まで	午後 7 時から午後 10 時まで
第 1 集会室	400	400	400	400	400	600
第 2 集会室	500	500	500	500	500	750
学習室	300	300	300	300	300	450
会議室	300	300	300	300	300	450
和室	200	200	200	200	200	300

附 則

- この条例は、平成 24 年 2 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 改正後の別表の規定は、平成 24 年 4 月 1 日以後の施設の利用について適用し、同日前の施設の利用については、なお従前の例による。

平成 23 年 6 月 1 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

施設の有効活用及び利用者の利便性の向上を図るため、利用方法を見直すとともに、受益者負担の適正化を図るため、使用料の額を改定し、併せて条文の整備をしたいので、この案を提出するものである。